

『北区立滝野川もみじ小学校』 P T A サークル規約

令和4年4月制定

第1条(目的)

滝野川もみじ小学校P T A サークル(以降サークル)は、P T A 会員の親睦をはかることを目的とする

第2条(構成)

1. サークルは、P T A に所属する会員5名以上をもって構成する
卒業生保護者(旧P T A 会員)に関しての参加可否は、各サークルの責任で決定する
2. サークルには、会長(1名)、会計(1名)をおき、構成する
その他の役職に関しては、各サークルに一任する
3. 年度末に、来期の会員が5名以上所属しない場合、P T A 本部に必ず報告し、「休部」手続きを行う
「休部」期間は最大2年とし、再開されなかった場合は、「解散」とする

第3条(活動)

1. 活動は年間をとおして継続的に行う
2. 児童の参加に関しては、各サークルの責任で決定する
他校に所属する児童の場合、サークル活動時の怪我であっても、P T A 保険適用外となる
3. 体験会などのイベントを開催する場合は、原則として、2週間前までに学校並びにP T A 本部に報告する
期日を超えていた場合、開催を実施できない場合がある
4. 年度末に「活動報告」を提出する

第4条(会場)

1. 会場および設備は原則として滝野川もみじ小学校のものを利用する
2. 会場利用時は、決められた規則に則り、各種書類の提出、原状復帰などを行う
3. 会場利用は、学校や地域での利用を優先する

第5条(会計)

1. サークルは、P T A 運営費より年間20,000円の活動費がある
運営に足りない活動費に関しては、各サークルにて補填する。手段に関しては、サークルに一任する
2. 9月末、年度末の年2回、P T A 本部に会計報告を行う。
3. 活動費は、原則として残金を年度末にP T A 本部へ返金する
ただし、「サークル活動費繰り越し申請書」を提出し、P T A 本部の承認があった場合は、翌年度への繰り越しを許可する

第6条(発足)

サークルを新たに発足する場合は、学校と協議し、会場を確保した上で、「第2条」に則ったサークル会員名簿をP T A 本部に提出し、承認を得る

第7条(その他)

1. サークルへの参加呼びかけ等は役員会および学校の承諾を得たうえで行う。
2. 休部中のサークルは 第1条～第4条の条件を満たす場合に限り、PTA 本部の承認を得て再開を認める。